

# 社会福祉法人常陸太田市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人常陸太田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員、各種委員会等の構成員並びに会長等が招集する会議に出席した者（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

## (報酬)

第2条 次の役員に、報酬を支給する。

- (1) 会長の報酬は、月額40,000円とする。
- (2) 常務理事の報酬は、月額200,000円以内とする。

## (手当)

第3条 常務理事に、本会事務局職員の給与に関する規程（以下「給与に関する規程」という。）第4条第1項に規定する通勤手当及び期末手当を支給する。ただし、その他の手当では支給しない。

## (報酬等の支給方法)

第4条 報酬及び手当の支給時期は、給与に関する規程第3条第1項及び第4条第2項の規定により支給する。

## (費用弁償)

第5条 役員等(会長及び常務理事は除く。)が、会長等の招集又は指示する会議等に出席したときは、費用弁償として月額3,000円を支給する。

2 役員等がその職務を遂行するため旅行したときは、前項の規定にかかわらず給与に関する規程第6条の規定により相当する額を費用弁償として支給する。但し、公用車等を用い団体で研修、見学、調査等を実施する場合にあっては実費をもって費用弁償を打ち切ることができる。

## (重複給与の禁止)

第6条 常陸太田市長・副市長並びに常陸太田市役所の常勤職員が役員等の職を兼ねるときは、役員等として受けるべき報酬及び費用弁償は支給しない。但し、前条第2項の旅行のための費用弁償にあってはこの限りではない。

## (公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

## (委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 付 則

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成9年4月1日から施行する。(一部改正)
- 3 この規程は、平成12年4月1日から施行する。(一部改正)
- 4 この規程は、平成24年4月1日から施行する。(一部改正)

- 5 この規程は、平成28年4月1日から施行する。(一部改正)
- 6 この規程は、平成29年4月1日から施行する。(一部改正)